

平成21年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
（経営の基本） 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				（経営の基本） 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別	名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓	一般病床	鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 精神科 神経内	一般病床
		内科 外科 呼吸器外科	結核病床			科 呼吸器科 消化器	結核病床
		科 心臓血管外科 脳	感染症病床			科 循環器科 小児科	感染症病床
		神経外科 小児外科				外科 整形外科 形	
		整形外科 形成外科				成外科 脳神経外科	
		精神科 小児科 皮膚				呼吸器外科 心臓血管	
		科 泌尿器科 産婦人				外科 小児外科 皮膚	
		科 眼科 耳鼻いんこ				科 泌尿器科 産婦人	
		う科 リハビリテーシ				科 眼科 耳鼻咽喉科	
		ョン科 放射線科 病				リハビリテーション	
		理診断科 臨床検査科				科 放射線科 麻酔科	
		救急科 歯科口腔外				歯科口腔外科	
		科 麻酔科					
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 循	一般病床	鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 精神科 神経内	一般病床
		環器内科 神経内科	感染症病床			科 循環器科 小児科	感染症病床
		外科 消化器外科 心				外科 整形外科 脳	
		臓血管外科 脳神経外				神経外科 心臓血管外	
		科 整形外科 精神科				科 皮膚科 泌尿器科	
		小児科 皮膚科 泌				産婦人科 眼科 耳	
		尿器科 産婦人科 眼				鼻咽喉科 リハビリテ	
		科 耳鼻いんこう科				ーション科 放射線科	
		リハビリテーション科				麻酔科	
		放射線科 麻酔科					

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。